

# 職業訓練を受講してみませんか！？

- 「職業訓練」を原則無料で受講できます。 ※テキスト代等は自己負担
- 収入、資産などの一定要件を全て満たす方には、訓練期間中「職業訓練受講給付金」を支給します。

※既に受給したことがある方は、前回の受給から6年以上経過している必要があります。

- 雇用保険を受給できる方は訓練修了まで延長して受給できる場合があります。

《支援対象者》 対象者となる方は、以下の全ての要件を満たす「求職者」です。

1. ハローワークに求職の申込みをしていること。
2. 労働の意思と能力があること。
3. 職業訓練等の支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと。  
※在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方は、原則として対象者に該当しません。  
※訓練修了後1年未満の方は、原則として対象者に該当しません。

(その他、詳しい要件等は訓練窓口でご説明します。)

**興味がある方は、まずご参加ください！** 

## 職業訓練受講説明会

求職者支援訓練・公共職業訓練と職業訓練受講給付金について説明を行います。(予約不要)

- 場所： **徳島公共職業安定所(ハローワーク徳島) 3階 大会議室**  
(徳島市出来島本町1丁目5番地)
- 開催時間： **午前 10 時～11 時 30 分**
- 職業訓練受講説明会 開催日 (令和6年12月～令和7年3月分です。)

令和 6年 12月	4日(水)
令和 6年 12月	18日(水)
令和 7年 1月	8日(水)
令和 7年 1月	22日(水)
令和 7年 2月	5日(水)
令和 7年 2月	19日(水)
令和 7年 3月	5日(水)
令和 7年 3月	19日(水)

※毎月第1、第3水曜日に開催していますが、休祝日や他行事の会場使用により日程が異なる場合がありますのでご確認ください。

◆ お問い合わせ先 ◆

徳島公共職業安定所 職業相談第4部門 訓練担当

☎088-622-6374